

国道 171 号幸電線共同溝 P F I 事業

事業者選定基準

令和 5 年 1 0 月

国土交通省近畿地方整備局

— 目 次 —

第 1 章 事業者選定基準の位置づけ	1
第 2 章 事業者選定の方法	1
1. 事業者選定の概要	1
2. 事業者選定の体制	1
第 3 章 審査の手順	2
第 4 章 第一次審査	3
第 5 章 第二次審査	3
1. 第二次審査の手順及び方法.....	3
(1) 事業提案審査	3
(2) 開札	4
(3) 総合評価	4
2. 事業提案の位置づけ	4
(1) 内容点項目における評価内容	4
3. 事業提案の審査方法	5
(1) 共通事項	5
(2) 要求水準審査	5
(3) 事業提案審査	5
第 6 章 内容点項目	6
第 7 章 総合評価の概要	11

第1章 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第2章 事業者選定の方法

1. 事業者選定の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、PFIや施設の整備及び維持管理等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

2. 事業者選定の体制

近畿地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道171号幸電線共同溝PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置する。有識者委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を近畿地方整備局に報告し、近畿地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

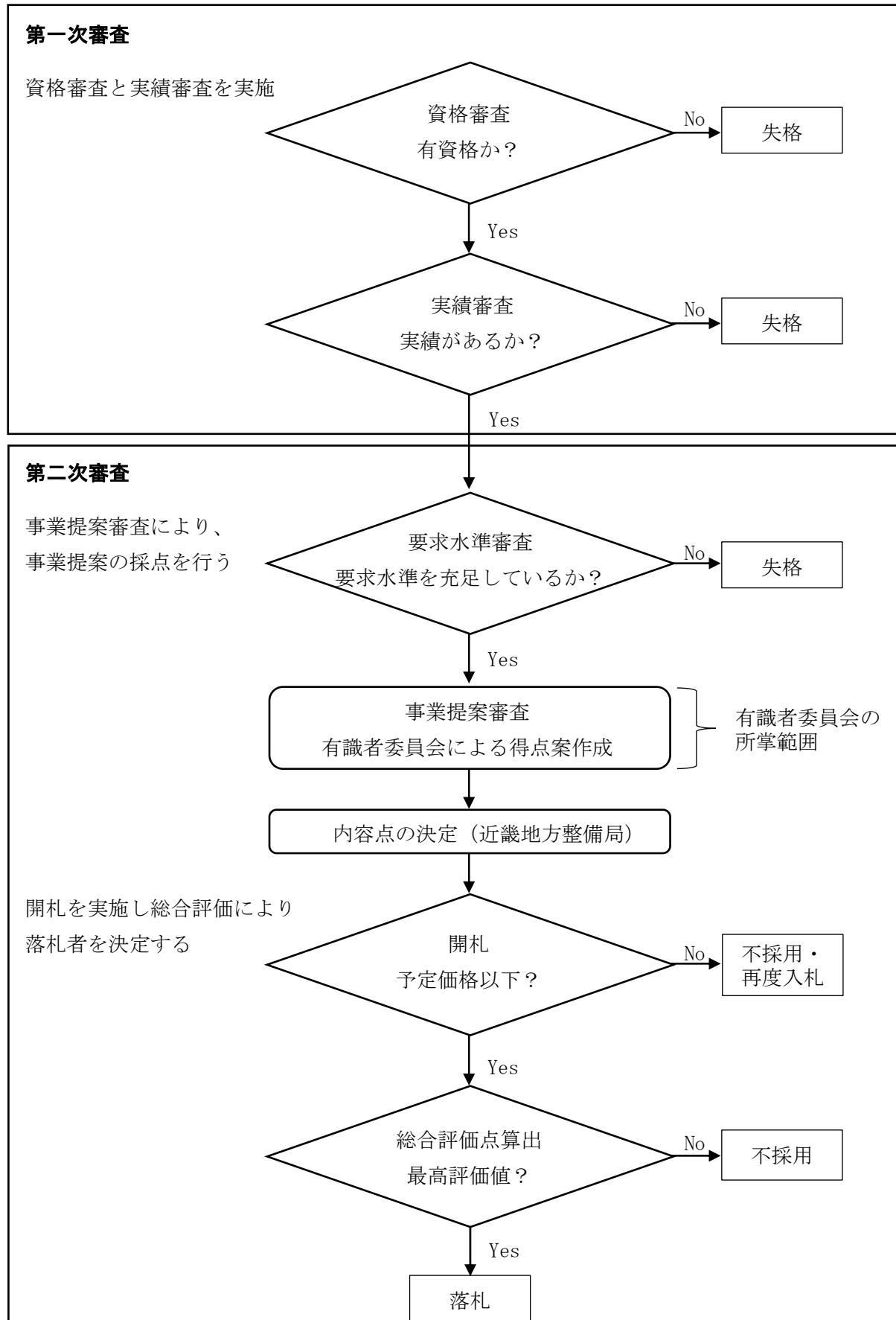
有識者委員会 委員

甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
河井 克之	近畿大学 理工学部 総合理工学研究科 教授
高田 昇	立命館大学 名誉教授
西嶋 淳	大阪商業大学大学院地域政策学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

第3章 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



第4章 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査では、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第5章 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

1. 第二次審査の手順及び方法

(1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

ア 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

なお、要求水準とは「国道 171 号幸電線共同溝 PFI 事業に関する要求水準書」（入札説明書添付 2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書添付 4）（以下、「要求水準書等」という。）に定める要求水準をいう。

イ 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で 700 点満点とし、各内容点項目の詳細は、第 6 章で示す。

(ア) 有識者委員会における得点案作成

有識者委員会において、第 6 章に示す内容点項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、近畿地方整備局に提出する。なお、有識者委員会は、民間事業者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

(イ) 近畿地方整備局による審査結果の決定

近畿地方整備局は、有識者委員会による得点案をもとに、内容点を決定する。

(2) 開札

ア 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

イ 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

(3) 総合評価

ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、前記(1)の事業提案審査による提案の得点及び前記(2)の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

イ 評価内容の公表

近畿地方整備局は、落札者を決定した後、有識者委員会の議事内容を参考に内容点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

(1) 内容点項目における評価内容

内容点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が内容点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため内容点項目における評価内容は、近畿地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

3. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないかを、要求水準書等をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、「様式集及び記載要領」（入札説明書添付3）に示す。

事業提案は、近畿地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。近畿地方整備局は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

(3) 事業提案審査

ア 審査の概要

事業提案審査では、近畿地方整備局が重視する内容点項目について、優れた内容であるかどうかの審査を行う。評価基準は内容点項目ごとに設定され、また各内容点項目には配点が付される。

内容点項目の評価基準及び配点は第6章に記載する。

イ 評価（採点）方法

内容点項目ごとに、各評価基準に基づき、「段階評価」を行う。

- ① 評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に内容点の付与を行う。
- ② 評価ランクについては、A、B、C、D、Eの5段階評価を基本とする。

5段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	得点×100%
B	秀でて優れている	得点×75%
C	優れている	得点×50%
D	わずかに優れている	得点×25%
E	優れてはいない	得点×0%

※「優れている」とは、「的確性」「実現性」「独創性」等を着目点として評価する。

第6章 内容点項目

内容点項目は以下のとおりである。各内容点項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

事業実施体制及び技術力に関する評価

内容点項目	配点
I 実施方針及び実施体制	60
II 資金調達及び収支計画	60
III 施設整備計画	355
IV 維持管理計画	40
V 調整マネジメント業務	150
計	665

賃上げの実施に関する評価

内容点項目	配点
VI 賃上げの実施	35
計	35

I 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
事業実施 方針・体 制	事業を実施する上での目標及び重視する点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる提案となっているか。 ・ 実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。 ・ 多様な事態を想定した体制が検討されているか。 ・ 事業期間全体を通して効率的な事業実施のノウハウを継承する取組として近畿地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。 ・ 本事業の実施にあたり、各業務段階における安全対策を持続的に実施する新たな取り組みが検討された提案となっているか。 	20	20	60 (9)	B-1
			(3)	(3)		
リスク 管理・対 応	各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び各構成員間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・ 「事業者等が付す保険等」(入札説明書 添付 4) に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、各種リスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や近畿地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。 ・ 近畿地方整備局が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。 	20	20		B-2
			(3)	(3)		

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
事業の 安定性	SPC の設立	<ul style="list-style-type: none"> SPC の設立により代表企業及び構成企業が破綻した場合においても事業に影響が及ばない方策が提案されているか。 	20 (3)	20 (3)		B-3

II 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
資金調達 計画	資金調達・償還計画・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資金が設定されているか。 提案された資金が確実に調達できるか。 事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されているか。 	20 (3)	40 (6)	60 (9)	B-4
	事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。 事業の安定的継続性が見込まれる資金調達方策が講じられているか。 	20 (3)			B-4
財務・資金管理	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けて経理上の独立性を確保したより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 近畿地方整備局等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法が提案されているか。 	20 (3)	20 (3)		B-5

Ⅲ 施設整備計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
調査・設計及び 施工計画	施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の具体的な提案	<p><調査段階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況埋設物を精密に把握する方法、効率的な支障物移設設計等の具体的な提案がされているか。 ・ 現況架空線の詳細な把握方法及び不明線が確認された場合の対応が具体的に提案されているか。 <p><設計段階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CIM の活用や地中探査等の新技術導入などにより、不測の事態にも効率的に対応し施工段階の施工の手戻りを最小化するための具体的な予防策が提案されているか。 	70 (10)	240 (34)	355 (50)	C-1
	各種工事等の工程を最適化する具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計から施工までの全体工程において、工事の遅れにつながる問題点と工期を短縮する方策が提案されているか。 ・ 各種工事の工期短縮案が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。 	65 (9)			C-1
	工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工時の適切な安全対策が提案されているか。 ・ 品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 ・ 車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。 	65 (9)			C-1
	その他の有益な工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト縮減のための設計及び新工法、新材料等が提案されているか。 ・ その他 	40 (6)			C-1
地域や環境への配慮	施工にあたっての生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣建物関係者、周辺居住者、道路利用者、周辺都市基盤等の周辺環境への計画及び施工上の配慮がされているか。 ・ 支障物件等の移設について、周辺居住者の生活環境等に配慮がされているか。 ・ 支障物件等の移設等において、建設副産物の発生抑制や再資源化などに配慮がされているか。 ・ エコマテリアルの採用、カーボンニュートラルの取組みについて、配慮がされているか。 	65 (9)	65 (9)	C-2	

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
周辺地域 との調 和、まち づくりへ の 貢献	良好な道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 良好な歩行者空間を形成するため、道路利用者の利便性や快適性に配慮した提案がされているか。 良好な街並みを形成するため、周辺地域の景観等に配慮した提案がされているか。 	30 (4)	50 (7)	355 (50)	C-3
	占用業者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 配管の形状や地上機器の設置位置など占用業者等に対して、メンテナンス作業等が容易にできる計画となっているか。 	20 (3)			C-3

IV 維持管理計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
点検業務 ・補修業 務	維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策	<ul style="list-style-type: none"> 電線共同溝本体の経年劣化を最小化、施設性能を維持するために CIM 等の新技術を活用した効果的な点検及び管理の提案がされているか。 非常時・災害時における配慮が優れているか。 	40 (6)	40 (6)	40 (6)	D-1

V 調整マネジメント業務

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
全体計画	関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策	<ul style="list-style-type: none"> 調査・設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うための具体的な方策が提案されているか。 継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する提案がされているか。 	70 (10)	70 (10)	E-1
設計段階	適切な関係者間との協議・調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業説明、地元・関係機関等に対して適切に事業内容を周知するための事業説明会、支障物件等の調査と移転協議、占用業者等との電線共同溝及び引込・連系管の協議等に関して、具体的な提案がされているか。 	40 (6)	40 (6)	E-2
工事段階 ・ 維持管理 段階	工事期間における規制箇所等調整及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整	<p><工事段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 地元住民に対して工事への理解を促進するために効果的な説明会の実施方法が提案されているか。 道路管理者及び所轄警察署等との関係機関調整が効率的に図られる提案がされているか。 隣接家屋・店舗等との出入口に関して、相手方との調整を適切かつ円滑に進めるための提案がされているか。 <p><維持管理段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 占用業者等との抜柱・入線を早期に完了させるための工夫が提案されているか。 占用業者等との協議・調整を円滑に進めるために、CIM等の新技術を活用した具体的な提案がされているか。 	40 (6)	40 (6)	E-3
			150 (21*)		

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

VI 賃上げの実施

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)			対応 様式
賃上げの 実施	賃上げ実施 の表明	<p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 <p>【中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 <p>※本項目は5段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は0点とする。</p>	35 (5)	35 (5)	35 (5)	F-1

第7章 総合評価の概要

価格点及び内容点の合計(総合評価値)を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。